

# 令和2年塩尻市議会9月定例会

## 産業建設委員会会議録

○日 時 令和2年9月14日（月） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第7号 令和元年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第8号 令和元年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第9号 令和元年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第17号 訴えの提起について

議案第18号 訴えの提起について

議案第19号 市道路線の廃止及び認定について

議案第20号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中 歳出5款労働費（1項労働諸費1目労政費のうちテレワーク推進事業を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

### ○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	中野 重則 君
委員	中村 努 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	牧野 直樹 君		
議長	丸山 寿子 君		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

### ○議会事務局職員

議会事務局長	小松 秀典 君	議会事務局次長	赤津 廣子 君
議事総務係主事	小林 貴裕 君		

午前9時55分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。2日目ということで、御苦労さまでございます。委員会終了後、視察を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、先週に引き続きまして、9月定例会産業建設委員会を開会いたします。本日の委員会は全員が出席しております。

---

### 議案第7号 令和元年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 それでは、議案第7号令和元年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題いたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは別冊の令和元年度塩尻市水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計決算書を御覧ください。2ページをお開きください。

まず2ページ、1概況につきましては、本会議で部長から説明がありましたので省略させていただきたいと思います。

7ページをお願いいたします。2工事（1）工事の概況でございます。建設改良費で施行しました工事は37件でございます。工事一覧表につきましては、7ページから9ページに記載しておりますので御覧ください。

次に、10ページをお願いいたします。3業務でございます。（1）業務量につきましては、本会議で部長から説明がありましたので省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。次のページでは、事業収入及び事業費に関する事項として、収益的収入及び支出について、税込みの決算額を科目ごとに記載してございます。科目ごとの内容は、後ほど、決算附属書類の明細書で御説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。4会計でございます。（1）重要契約の要旨につきましては、工事の部で契約金額1,000万円以上の工事を13件、委託の部で契約金額200万円以上の契約13件を記載してございます。

15ページをお願いいたします。（2）企業債の概況でございます。ア借入状況につきましては、配水管改良工事などに係る財源としまして1億3,880万円の借入れをいたしました。イ償還状況につきましては、表の合計欄を御覧ください。年度末の借入総件数は111件でございました。償還元金は108件、3億5,778万1,000円余、支払利息は110件、9,484万4,000円余、元利合計4億5,262万6,000円余の償還をいたしました。なお、企業債明細書は決算書47ページから50ページに記載してございます。

続きまして、ページ飛びまして30ページをお願いいたします。決算附属書類の説明書を御説明いたします。30ページからの明細金額につきましては、税込み金額で記載してございます。主なものにつきまして、それぞれ担当課長から御説明いたします。

それでは、3収益費用明細書でございます。収益の部、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益1節水道料金につきましては、15億1万円余で、前年度と比べまして2,227万4,000円余、1.5%の増となりました。備考欄、調定給水量は725万2,050立方メートル。前年度と比べまして、3万7,123立方メートルの増となりました。給水件数は3万4,774件、前年と比べ95件の増となっております。なお、収納率につきましては98.4%で、前年度と比べ0.2ポイントの増となっております。

次に、3目その他営業収益3節他会計負担金8,352万3,000円余につきましては、主なものは下水道事業会計及び農業集落排水事業会計からの使用量徴収経費の負担金となります。

その下、4節施設負担金2,979万6,000円余につきましては、給水装置の新設や改造に伴います施設負担金でござ

ざいます。

次に31ページをお願いいたします。2項営業外収益でございます。3目1節資本費繰入収益の515万9,000円及び、4目1節他会計補助金2,790万2,000円につきましては、企業債の元利償還金及び消火栓用水に係る費用に対する一般会計からの繰入金でございます。

その下、6目1節長期前受金戻入につきましては、他年度におきまして建設改良工事の財源として受けた補助金等につきまして、毎年度の減価償却に見合う分を収益化したもので、実際の現金収入は伴わないものでございます。収益の部は以上でございます。

**○上水道課長** 引き続きまして、32ページ、費用の部をお願いします。1款1項1目原水及び浄水費の18節通信運搬費213万4,843円ですが、備考欄2つ目の黒ポツ、NTT専用回線使用料176万598円については、市内上水道施設の監視用テレメーターの専用回線使用料でございます。

続きまして、33ページをお願いします。20節委託料3,321万9,531円でございますが、備考欄1つ目の黒ポツ、水質検査業務委託料1,488万8,246円については、水道法に基づいて実施しています水質検査委託料で、原水11か所、浄水15か所で検査を行ったものでございます。その下4つ目の黒ポツ、浄水施設スラッジ処理業務委託料については、浄水処理過程で発生する汚泥の抜取りから搬出、運搬、処分までの業務を委託したものであります。その下の黒ポツ、中央監視装置点検業務委託料356万4,000円については、各水道施設の運転状況や水質などの情報を集中監視しています中央監視装置の点検委託料であります。

次に、23節修繕費1,426万5,426円につきましては、各浄水場や配水池、ポンプ施設等における機器の修繕費でありまして、内訳と件数、金額は記載のとおりとなっております。

次に、28節動力費4,186万2,261円は、浄水場や配水池等、水道施設の電気料でございます。

34ページに入りまして、38節受水費2億9,290万1,113円については、松塩水道用水からの年間受水費及び松本市との分水協定に基づく受水費となっております。

次に、2目配水及び給水費をお願いします。20節委託料1,205万3,150円ですが、備考欄1つ目の黒ポツ、マッピング管理台帳修正業務委託料291万5,000円は、平成30年度の施工配水管のデータ更新をしたものであります。その下2つ目の黒ポツ、給排水設備受付検査業務委託料387万1,680円は、塩尻市水道事業協同組合に委託しています給水装置設置に係る受付、審査、竣工検査の委託料となっております。

次に、23節修繕費3,794万9,981円ですが、備考欄1つ目の黒ポツ、給配水管修繕費3,051万9,309円については、主なものとしては、給配水管の漏水修繕に係る工事費となっております。その2つ下の黒ポツ、その他修繕費685万5,372円は、消火栓の移設工事が主なものとなっております。私からは以上でございます。

**○経営管理課長** それでは続きまして、4目業務費となります。35、36ページになります。36ページ、一番上の欄を御覧ください。20節委託料1億3,048万2,000円余で、備考欄1つ目の黒ポツ、水道料金等徴収業務委託料1億1,024万9,000円余につきましては、水道お客様センターで窓口業務、メーター検針から料金の賦課徴収業務に係る委託料でございます。委託先は塩尻市水道事業協同組合で、5年契約の3年目となります。その3つ下の黒ポツ、検定有効期間満了量水器取替業務委託料1,742万円余につきましては、計量法により定められた有効期間8年を満了する水道メーター3,344件の取替業務を塩尻市水道事業協同組合に委託したものでございます。

次の21節手数料779万3,000円余につきましては、水道料金の収納に係る金融機関とコンビニの取扱手数料が主

なものでございます。

その2つ下、30節材料費1,337万7,000円余につきましては、計量法によるメーター交換に係る令和2年度に取替を予定しております、メーターを購入した費用となります。

次の5目総係費につきましては、水道事業全体に係る事務費的経費となります。

38ページをお願いいたします。中ほどとなります。6目減価償却費1節有形固定資産減価償却費6億9,098万6,000円余は、前年度に増加しました減価償却費を、原価償却額を費用として計上したものでございます。前年度と比べ799万1,000円余、1.2%の増となっております。なお、備考欄の資産の種類ごとの明細につきましては、決算書45、46ページに記載してございます。

その下、7目資産減耗費1節固定資産除却費587万2,000円余につきましては、現年度の配水管改良工事等に伴いまして不用となった有形固定資産等の除却費用となります。

続きまして、2項営業外費用1目1節企業債利息9,484万4,000円余につきましては、事業報告の償還状況で御説明いたしました110件分の支払利息となります。前年度と比べ753万1,000円余の減となっております。

次のページをお願いいたします。2目1節消費税につきましては、確定しました消費税納税額となります。

3項特別損失4目1節過年度損益修正損は、過年度の水道料金収益の修正によりまして生じた還付金となります。

続きまして、次の40ページをお願いいたします。4資本的収入支出明細書でございます。まず、収入の部、1款資本的収入1項1目1節企業債1億3,880万円は、建設改良費の財源として借り入れたものでございます。

次に、3項負担金1目1節他会計負担金909万3,000円余につきましては、消火栓新設更新工事で6基分の工事費に係る一般会計からの負担金となります。

2目1節建設工事負担金3,631万8,000円余は、塩尻駅北土地区画整理事業関連の配水管布設工事等に係る工事負担金でございます。

4項1目1節他会計補助金2,353万5,000円につきましては、事業統合前の簡易水道事業に係る企業債元金償還金への一般会計の繰入金でございます。収入の部は以上でございます。

**○上水道課長** 引き続きまして41ページ、支出の部をお願いします。1款1項2目配水施設費20節委託料1,457万9,200円ですが、備考欄3つ目の黒ポツ、管路耐震化計画修正業務委託料416万9,000円は、平成26年度に策定いたしました管路耐震化計画につきましては5年が経過しましたので、整備優先順位や年次計画を見直したものであります。

次に、26節工事請負費2億3,231万3,060円でございます。備考欄1つ目の黒ポツ、配水施設整備事業といたしましては、配水管の改良工事を7工区で、撤去工事及び布設工事をそれぞれ1工区で施行したものでございます。その下の黒ポツ、東山水系水道システム再構築事業3,105万6,300円につきましては、東山水系再構築に伴いまして、配水管450メートルを布設したものでございます。その下の黒ポツ、上水道関連舗装本復旧工事1,889万3,200円については、平成29、30年度に実施しました配水管改良工事等の5路線の舗装本復旧工事費でございます。その下の黒ポツ、減圧弁新設工事2,134万円は、檜川の贄川地区に新たに減圧弁を設置したものでございます。

次に42ページ、3目浄水施設費をお願いします。20節委託料836万円については、上西条浄水場の耐震詳細診断を委託したもので、診断の結果、大地震時には建物が傾く可能性があること、また、地下深くの基礎杭自体を補

強することは実質的に不可能であることが判明いたしました。そのため、管理棟自体を新たに建て替えて更新することといたしまして、現在、将来を見据えた上西条浄水場全体の基本構想を検討しているところでございます。

26節工事請負費6,318万2,600円につきましては、浄水施設整備事業といたしまして、上西条浄水場設備更新工事を初め各浄水場の機器等について、耐用年数が経過したものや機能に障害が発生したのから随時更新を行ったものでございます。

次に43ページ、4目受託建設費をお願いします。26節工事請負費4,267万3,960円については、他事業関連に係る受託工事費でございまして、消火栓新設工事や区画整理事業に伴う配水管の布設工事等を行ったものでございます。

次に、44ページをお願いします。2項1目1節企業債償還金3億5,778万1,701円は企業債の元利償還金で、詳細については47ページから50ページの企業債明細書に記載のとおりとなっております。私からは以上です。

○**経営管理課長** ページお戻りいただきまして、21ページをお願いいたします。決算の財務諸表について御説明いたします。なお、財務諸表の金額は全て税抜き額となっております。

2令和元年度塩尻市水道事業損益計算書でございます。損益計算書は令和元年度4月1日から3月31日までの事業収支から経営の状況を表すものでございます。一番右の列の金額について御説明いたします。1営業収益と2営業費用は、主たる事業活動から生じる収益及び費用となります。営業収益から営業費用を差し引いた額は営業利益1億3,002万8,000円余となりました。

次に、3営業外収益と4営業外費用は、定期預金や借入れなどによる金融活動から生じる収益及び費用が主なものとなります。先ほどの営業利益に、営業外収益から営業外費用を差し引いた1億4,856万8,000円余を加えた額は、経常利益2億7,859万6,000円余となります。

経常利益から6特別損失26万6,000円余を差し引き、下から4行目、当年度純利益は2億7,832万9,000円余となり、これにその他未処分利益剰余金変動額1億3,397万円余を加え、当年度未処分利益剰余金は4億1,230万350円となります。

次に、24、25ページをお願いいたします。5令和元年度塩尻市水道事業貸借対照表でございます。一番右の列、合計欄のみ説明いたします。

24ページ、資産の部につきましては、ページ一番下、資産合計163億4,900万円余、前年度と比べ7,800万円余の減となりました。

次に25ページ、負債の部につきましては、中ほど、負債合計で92億2,300万円余。

その下、資本の部につきましては下から2行目、資本合計で71億2,500万円余。一番下の負債資本合計は、資産合計と同額の163億4,900万円余となります。

続きまして、ページ戻りまして22、23ページをお願いいたします。上の段の表、3令和元年度塩尻市水道事業剰余金計算書は、貸借対照表の資本の部、7剰余金の処分及び変動の状況を表すものでございます。

22ページ下の段、4令和元年度塩尻市水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。先ほど、損益計算書で生じた当年度未処分利益剰余金の処分につきまして、公営企業法に基づき、議会の議決を求めるものでございます。その処分案といたしまして、表中一番右側の列、当年度末残高となりました未処分利益剰余金4億1,230万350円のうち、2億7,832万9,654円を減債積立金に積み立て、1億3,397万696円を自己資本金に組み入れるもの

でございます。水道事業会計の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○古畑秀夫委員 直接ではないですが、9月の初めでしたか、水道管破裂の關係の事故があったとかということでしたが、あれはどういうところが破裂して、どういう経過だったか説明できたらお願いします。

○上水道課長 柿沢地区に水を配っている減圧槽ということで、一旦水の圧力を弱めるために水槽を設置して、そこから再度配水するというところの、配水槽に入る水の入り口の仕掛け機械の部分が故障、不具合があって、水が入らなくなってしまうことにより、貯水槽の水が抜けてしまい、結果断水が生じたということでございます。すぐ職員が手配しまして、断水についてはしばらくで復旧になりましたが、一旦断水しまして通水した際には、どうしても赤水ですとか空気が混ざった白い水が出る場合があります。そういった現象が起りまして、柿沢のほとんどの区域と金井の一部と町区の一部について、そういった赤水、白濁の水が出ましたので、給水車を公民館等に配置しまして広報をし、一応大きな事態までは至らずにすんだという経過でございます。現在、被害のあった柿沢、町区、金井の地域には、別の区域からの水をつなぐことによってやっております、水槽の機械自体は専門業者に点検をしていただき、これからきちんとした修繕をします。修繕が済みましたら、元どおりの配水の水系に戻すということで考えております。以上です。

○古畑秀夫委員 では続いて。有収率が大幅上がってきて、2.4%上がったということですが、いいことだと思うのですが、この原因と有収率というのは何か、説明できたらお願いします。

○上水道課長 決算書10ページの業務の項目で、中ほどのところに給水業務の(ア)有効水量という表がございます。ここで見ていただきますと、配水量という全体の配水した水の量がありまして、それに対しまして、有効水量と無効水量と2つございます。まず、有効水量というのが料金等につながる有効に利用された水となりまして、一方、無効水量というのは、主なものは漏水になりますけれども、要は無効な水、無駄な水であったということになります。さらに、有効水量は有収水量と無収水量に分かれます。有収水量というのは料金収入につながった水量でございます。それから無収水量というのは事業の關係、工事等の關係で、管を洗う洗管、あるいは冬季の維持管理のためのかけ流し等に使われてしまい、有効に使ってはいますが料金収入につながらなかった分の水になります。ここでいう有収水量の全体の配水量に占める割合というのが有収率という形になってございます。これが昨年度に比べ2.4%上昇したということでありまして、この要因といたしましては、主に漏水の解消によるものと考えております。昨年5月に吉田地区において漏水の修繕工事を行なったところ、以後、格段にその区域の配水量が減少したという事例がありました。この事例を含めまして、漏水箇所を修繕したことによりまして、漏水による無効水量を減らすことができ、有収率のアップにつながったものと考えております。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○古畑秀夫委員 本会議で横沢議員が質問した中で、床尾浄水場を更新しなくて、将来的に廃止していくような方向だというような答弁だったと思うのですが、細かく説明をお願いします。

○上水道課長 床尾浄水場は今耐震性を備えていないにも関わらず、中央監視装置はそこに今設置しているという状況がありまして、それを回避するために、今上西条の管理棟を更新して、そちらへ中央監視を移設することにしております。床尾浄水場自体は既に建築してから52年が経過しておりまして、老朽化が進んでおり、ここで

更新するか、継続するか、廃止するかという決断をしていく必要が生じてきております。そんな中で水道法の改正がありまして、広域連携ということが進んできております。今、事務方レベルではございますが、塩尻、山形、松本と直接松塩水道用水に私どもの考え方を伝えているところでありまして、それを伝えているというのは、今松塩水道用水の水の量を塩尻にもう少し多くもらえないかということのを投げかけてございます。もし松塩水道用水の水を今よりも塩尻市に多くもらえるようなことになれば、床尾浄水場で作っている水を松塩水道用水からもらう水で賄うことによって、床尾浄水場自体を更新しなくて済むということも考えられます。床尾浄水場自体を更新すると、概算で30億円を超える費用がかかるという試算が出ておりまして、今後健全な財政を保ちながら水道水をつくり続けていくにはとても負担が大きいと考えております。したがって、今この広域連携の話が出ていますが、それがいい形で進めば、床尾浄水場については廃止していく方向でと考えているところでございます。

○古畑秀夫委員 松塩水道用水というのは、塩尻市は全体の約7割近く買っているということですが、あれは床尾に入って床尾から配られるのではなくて、直接各家庭に配られるようになっているということですか。床尾はどこか違う水をあそこで配っているということですか。

○上水道課長 床尾浄水場自体で浄水して作っている水と、松塩水道用水から受水している水を合わせまして、床尾浄水場の配水池から広丘郷原方面へ配水している状況でございます。

○古畑秀夫委員 そうなると、将来的に廃止するという事は、直接松塩水道用水の管から出た水をつないで各家庭に配水するという事ですか。

○上水道課長 現在、床尾浄水場では最大5,000立方メートルの水を配水していますが、それだけの水を新たに多く受水するには、一旦受水槽という大きなタンクをつくる必要があります。そこで受けたものを従来の配水区域へ配るといふことが必要になりまして、受水の施設をつくる必要が生じてくると考えております。

○古畑秀夫委員 生じてくるけれど、床尾は将来的に使わなくなるということでしょうか。使うということですか。

○上水道課長 将来的に廃止です。切り替えるということになります。

○古畑秀夫委員 そうなると、今床尾にあるタンクはどうなるということですか。

○上水道課長 床尾浄水場で水は作りませんが、受水を行うための施設を新たに作る必要が生じます。

○水道事業部長 今課長から答弁したとおりですが、床尾の浄水場につきましては、先ほど言ったように52年経過しているという中で、それは浄水の設備、施設、貯水タンクも同じだけ経過していますので、基本的にはそれは廃止、撤去。新たに松塩水道用水から受けるための受水タンクを設置するという考えになるかと思えます。以上です。

○古畑秀夫委員 そのために、床尾でつくらなくなる分だけ必要になるから、広域からは7割からどれくらいまで増やすのですか。

○上水道課長 現在最大の配水能力の中では、57%ということになっております。将来、床尾を廃止し、その分を松塩水道用水から受水すると、その率はその時点で7割くらいに上がるという計算をしているところでございます。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 いいです。

○委員長 ほかにありましたら。

○中村努委員 まだ決算では出てこないのですが、電子マネーでの支払いへの変更についていいですか。現状でどのくらいの方が電子マネーでお支払いをしているのかということと、この手数料はほかの銀行引き落とし、納付書と比べてどうなのか、その辺を教えてください。

○経営管理課長 ただいまのキャッシュレスのお支払いについてでございますが、水道料金等につきましては今年度4月から開始させていただいております。4月分から8月分までの集計となりますが、現在、LINE Pay、PayPay 合わせまして、延べ645件の利用をさせていただいております。料金につきましては、コンビニの手数料と同額ということで実施させていただいておりますので、単価は52円ということをお願いしております。以上です。

○中村努委員 そうすると、52円がその電子決済のPayPayの手数料とか、そういう形でいくということで、これは水道事業部で負担ということでもいいですか。

○経営管理課長 委員、おっしゃるとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号令和元年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第7号令和元年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につきましては、全員一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

---

#### 議案第8号 令和元年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 次に進みます。議案第8号令和元年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは決算書ですけれども、52ページからとなります。52ページから事業報告をしております。1の概況及び2の工事、3の業務につきましては、本会議で部長から説明がありましたものと、水道と同様の説明となりますので、次のページ、66ページになります。

66ページ、4の会計から御説明をさせていただきます。重要契約の要旨につきましてでございます。工事の部で、契約金が1,000万円以上の工事につきましては15件、委託の契約金が200万円以上のものにつきましては25件ございました。こちらにつきましては、67ページから68ページに明細を載せてございます。

次に、69ページをお願いいたします。(2)の企業債の概況でございます。ア、借入状況につきましては5件、6億6,570万円の借入れをいたしました。内訳につきましては、建設改良の財源とするため、企業債を平成30年度繰越借入分で1件、1億270万円と、令和元年度分で2件、2億6,300万円となっております。また、資本費平準化債を2件で、3億円借入れをしております。



次に、イ、償還状況につきましては、合計欄を御覧ください。年度末の借入総件数は383件、そのうち償還元金は364件、15億4,675万7,000円余、支払利息は377件、3億1,768万4,000円余、元利合計で18億6,444万2,000円余の償還をいたしました。なお、明細につきましては、決算書の101ページから113ページに記載してございます。

続きまして、86ページをお願いいたします。決算附属書類の明細書の御説明をいたします。明細につきましては、主なものにつきまして、それぞれの担当課長から御説明をいたします。

3、収益費用明細書でございます。収益の部、1款水道事業収益1項営業収益1目1節水道使用料は15億6,413万4,000円余で、前年と比べまして、1,513万9,000円余、1.0%の増となりました。なお、収納率につきましては、98.4%で、前年度に比べまして0.2ポイント増となっております。

次に、2目1節他会計負担金4億6,245万9,000円は、総務省の操出基準によります一般会計からの繰入れてございます。

次のページをお願いいたします。2項営業外収益でございます。5目1節長期前受金戻入につきましては、水道事業と同様に、毎年、減価償却費に見合う分を収益化したものでございます。

収益の部は以上でございます。

○下水道課長 続きまして、決算書88ページを御覧いただきまして、1款下水道事業費用1項営業費用以下の説明をさせていただきます。

初めに、1目管渠費20節委託料であります。4つ目の黒ポツ、マンホールポンプ場維持管理業務委託料2,066万8,304円。こちらにつきましては、公共下水道エリア113か所、特環エリア26か所、合計139か所のマンホールポンプの点検清掃等を行ったものであります。続きまして、下から3つ目の黒ポツ、塩尻処理区不明水調査業務委託料874万8,000円。こちらにつきましては、平成27年度に市街地を中心としまして実施した、大ブロックで行いました不明水調査におきまして、比較的不明水の量が多いと判定されました南熊井、棧敷、長畝地区で流量計からアクセスしまして、不明水流入の多いエリアの絞り込みを行いました。

続きまして、23節修繕費、下の黒ポツ、管路施設修繕費1,828万9,560円。主な内容ですが、こちらは角前工業団地におきまして、下水道本管の部分切開を実施いたしました。

続いて89ページを御覧ください。2目浄化センター費20節委託料であります。4つ目の黒ポツ、脱水ケーキ収集運搬処理委託料1億1,372万8,732円。こちらは脱水ケーキ5,079トンにセメント原料等として処分利用した費用であります。その下の運転管理業務委託料1億1,880万5,640円。こちらは、浄化センターの運転管理の委託に要した費用であります。

ページをおめくりいただきまして、90ページをお願いします。2目浄化センター費23節修繕費。上の黒ポツ、施設修繕費6,966万6,057円。こちらは汚泥処理設備におきまして、脱水機のオーバーホールと部品交換及びし渣搬出機部品交換工事を行った費用であります。続いて、28節動力費6,095万8,497円は、浄化センターの運転に要した電気料であります。続いて、29節薬品費5,173万5,430円は、浄化センターの水処理、運転処理に要した薬品費であります。

続いて、3目小野水処理場費20節委託料2,006万6,563円は、小野水処理センターの維持管理費、運用した費用を辰野町に支払ったものであります。

続いて、4目櫛川処理場費20節委託料、3つ目の黒ポツ、汚泥収集運搬業務委託料723万7,780円。こちらは櫛川浄化センターで引き抜きました濃縮汚泥1,105キロリットルを衛生センターへ運搬するための費用であります。続きまして、23節修繕費499万4,000円は、し渣脱水機の分解整備及び部品交換、また流入系・統の修繕に要した費用であります。

続いて、91ページ、6目普及促進費42節補助金及び交付金。私設ポンプ設置費補助金188万6,140円。こちらにつきましては、私設ポンプ設置費補助金交付要綱に基づきまして、設備の更新に係る費用としまして、4件の補助金を交付した費用であります。

私からは以上です。

○**経営管理課長** 続きまして、8目業務費でございます。35節負担金7,146万8,000円につきましては、下水道使用料の徴収事務に関わる経費といたしまして、負担金を水道事業会計へ支払ったものとなります。

次に、9目総係費につきましては、下水道事業全般に関わります事務的経費となります。

93ページをお願いいたします。上から2つ目、10目減価償却費1節有形固定資産減価償却費14億4,281万8,000円余につきましては、前年度と比べまして、72万1,000円余の減となっております。2節の無形固定資産減価償却費は、前年と同額となっております。なお、備考欄の資産の種類ごとの明細につきましては、決算書の99ページ、100ページに記載してございます。

その下の11目資産減耗費1節固定資産除却費13万9,000円余につきましては、前年度に配置しました資産の除却費用となります。

次に、2項営業外費用1目1節企業債利息3億1,768万4,000円余につきましては、企業報告の償還状況で御説明いたしました377件分の支払利息でございます。前年度と比べまして、企業債利息につきましては2,829万8,000円余の減となっております。また、資本費平準化債支払利息につきましては124万7,000円余の減となっております。

次のページをお願いいたします。3目1節消費税は、確定しました消費税納税額となります。

3項特別損失4目1節過年度損益修正損は、過年度の使用量収益の修正によりまして生じた還付金となります。

続きまして、95ページをお願いいたします。4、資本的収入支出の明細でございます。収入の部、1款資本的収入1項1目1節企業債3億6,570万円は、建設改良費の財源といたしまして地方公共団体金融機構から借り入れたもの。次の2節資本費平準化債は、元金償還金の負担を繰り延べ、平準化するため、八十二銀行及び松本信用金庫からそれぞれ1億5,000万円を借り入れたものでございます。

3項負担金1目1節他会計負担金3億3,754万1,000円は、総務省の繰入基準による一般会計からの繰入れでございます。

その下、3目1節受益者負担金2,954万3,000円余は、分割納期が到来しました分、また、新たに汚水ますを設置したことによって賦課しました受益者負担金でございます。

4項補助金2目1節国庫補助金1億9,109万5,000円は、管路施設等の耐震化等推進や長寿命化事業等に関わります国庫補助金でございます。

収入の部は以上でございます。

○**下水道課長** 続きまして、支出の部、1款資本的支出1項建設改良費の説明から入らせていただきます。決算書は96ページからとなります。1目公共下水道事業管渠施設費20節委託料、一番下の黒ポツ、農業集排水統合事業、汚水幹線地域設置業務委託料2,916万円。こちらは、平成30年度発注の繰越しの費用となりますが、農集排の本洗馬・岩垂浄化センターから県道原洗馬停車場線の宗賀・吉田雨水幹線に至る幹線管路約3.5キロメートルの実設計に要した費用であります。26節工事請負費、3つ目の黒ポツ、公共下水道汚水管路整備事業。こちら、汚水幹線・支線工事の9,764万5,600円は、塩尻駅北土地区画整備エリアを中心に管路601.6キロメートルの新設に要した費用であります。4つ目の黒ポツ、雨水幹線整備事業。田川左岸4号雨水幹線工事4,847万5,000円は野村桔梗ヶ原土地区画整備予定地と周辺地籍の雨水を排除するため、丘中グラウンド南側の市道にボックスカルバートを194.7メートル設置した費用であります。その下の黒ポツ、下水道施設耐震化等推進事業のうち、下水道管路耐震化工事9,931万2,000円は、マンホール管路の耐震性の継手を136か所、主に国道153号の町区と北小野ですけれども、そちらに設置した費用であります。その下のマンホールトイレ設置工事4,221万6,400円は、平成30年度繰越工事としまして、えんてらすに6基、現年工事で新体育館に15基及び本管からの引込管116メートルの工事の諸費用であります。

続きまして、97ページ、3目処理場建設費の20節委託料になります。1つ目の黒ポツ、下水道施設長寿命化事業、浄化センター実質的経営委託料1,960万円は、汚泥脱水機、脱臭設備、送風機更新の実設計を、日本下水道事業団へ委託したものであります。その下の黒ポツ、下水道施設耐震化等推進事業、浄化センター建設工事委託料3,600万円は、流入渠、放入渠、管渠の耐震化工事を日本下水道事業団に委託した費用であります。

続いて、6目特定環境保全公共下水道事業管施設費20節委託料。こちらの1つ目の黒ポツ、農業集排水統合事業。汚水幹線工事3路線1億5,826万8,000円は、農集排本洗馬浄化センターから郷原トンネルの西側付近までの約2キロメートルの管渠施設のための工事に要した費用であります。

続きまして、98ページを御覧ください。2項1目企業債償還金15億4,675万7,301円は、過去の建設費の捻出のために借り入れた起債の償還金であります。

私からは以上です。

○**経営管理課長** 続きまして、ページ戻りまして、76ページをお願いいたします。決算の財務諸表について御説明をいたします。令和元年度塩尻市下水道事業損益計算書でございます。1番右の列の金額について御説明をいたします。1営業収益から2営業費用を差し引いた額は、営業損失1億9,457万9,000円余となっております。前年度の損失と比べまして、3,101万2,000円余の損失の減となりました。これに、3、営業外収益から営業外費用を差し引きました4億2,212万9,000円余を加え、経常利益は2億2,754万9,000円余となりました。経常利益から6の特別損失37万2,000円余を差し引き、下から4行目、当年度純利益は2億2,717万6,000円余となり、これにその他未処分利益剰余金変動額1億9,411万円余を加え、当年度未処分利益剰余金は4億2,128万7,241円となります。

次に79、80ページをお願いいたします。5、令和元年度塩尻市下水道事業貸借対照表でございます。1番右の列、合計欄のみ御説明いたします。

79ページ、資本の部につきましては、ページ一番下、資産合計で362億7,200万円余。前年度と比べまして、11億6,800万円余の減となりました。

次に80ページ、負債の部につきましては、中ほどになります。負債担合計で323億600万円余。その下、資本の部につきましては、下から2行目、資本合計で39億6,500万円余。一番下の負債資本合計は、資産合計と同額の362億7,200万円余となります。

続きまして、ページお戻りいただきまして、77、78ページをお願いいたします。77ページの下段、4、令和元年度塩尻市下水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。先ほど損益計算書において生じました当年度未処分利益剰余金の処分につきまして、公営企業法に基づき、議会の議決を求めるものでございます。その処分案といたしまして、表中、1番右の列、当年度末残高となりました未処分利益剰余金4億2,128万7,241円のうち、2億2,717万6,762円を現在、積立金に積み立て、1億9,411万479円を自己資本金に組み入れるものでございます。

下水道事業会計の説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○古畑秀夫委員 本洗馬でしたか、いわゆる農集排を公共下水へということで、ずっと管を埋めていて、全部まだつながっているわけじゃなくて、今年度も全部やるということだったね。いつからつながるのか。

○下水道課長 農集排の接続管路につきましては、本年度予算におきましても、小曾部川横断部、奈良井川横断部2か所と、あと、マンホールポンプ等の工事費を計上しております、河川工事になりますと、渇水期でないと工事できないという要因もありまして、下半期の工事を予定しております。不測の事態さえなければ、今年度末、来年の3月末には、公共下水道への接続を予定しております。以上です。

○古畑秀夫委員 小曾部のほうはその後という形になるのか。いつ頃からでしたか。

○下水道課長 農集統におきましては、小曾部の処理区におきましては、令和5年度末等を予定しております。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 話が変わって。そもそも論で、雨水を下水道の中で一緒に計算しているけれど、雨水幹線と下水道というのは、あんまり関係ないような気がして。どちらかというとなら建設課じゃないかという気がするが。どいう経過でこうなったのか。今頃になって申し訳ないが。

○下水道課長 下水道課には下水道の目的があるのですが、1つは水洗便所。ことによっては価格を交渉したりというのがあるのと、あと、浸水の防除というのもありまして、浸水の防除というのは、雨水幹線を整備するということで、下水道溝の中に汚水と雨水、それぞれが下水道で両方整備されていますので、建設課のほうでも雨水対策やるのですが、下水道事業としても、法の中で、雨水と汚水ということで、定めがあるというものです。

○委員長 私から1点。88ページの委託料の中の不明水調査というのは、どのような調査でしょうか。

○下水道課長 昨年度行いました不明水調査。その前段として、平成27年度に市内全域でかなり大きいくくりで不明水調査を行いまして、幾つか不明水が多いであろうという地区という絞り込みがされました。その中で1年に1か所、1エリアずつ順次やっているのですが、昨年度行いました調査につきましては、南熊井、棧敷、長畝地区なのですが、主要な川が合流するような場所に7か所ほど流量計を設置しまして、そこで1か月ほど流量というのを計算しました。不明水のないところであれば、雨が降ったりしたとしても、その流量は増えないのですが、雨が降った翌日とか、雨が降ったときに流量が増えるようなところは、雨が下水の

管に侵入してそこに流れる流量が多いというようなことで、どの辺が流量が多いのかというのをさらに広いエリアで調べたのをさらに、その中のエリアで、比較的どこが多いのかというのを調べたのが昨年の調査であります。

○委員長 不明水というのは必ず生じうるのだけれど、その多い少ないがあつて、それを平成 27 年度に調査をした中で、そのうち今年はこちらをやる、計画的に、場所と原因を調査しているということによろしいですか。

○下水道課長 原因を調査しまして、その先カメラ調査を行いまして、ピンポイントでここが破損しているという場所が分かりましたら、具体的に修繕というふうに入る手順となっております。

○委員長 そうすると、状況としては、下水本管等が破損していて、そこから土砂も含めて流入しているということでしょうか。

○下水道課長 よくある例としましては、マンホールのところ、管が接続されているのですが、そのところはモルタルで周りが固められているのですが、そこにひび等が入って、土砂は入ってこないのですが、ひび割れの隙間から地下水が浸入する。あと、崩壊につきましても、完全に割れているというよりも、ひび割れが生じて、そこから水が本管の中に入っていくという状況は散見されます。

○委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

○中村努委員 90、91 ページの、小野水処理場費と檜川処理場費で、前に聞いたことあるかもしれませんが、まず小野水処理場費は、委託料として一括でお支払いをしていますが、檜川は、木曾広域連合の負担金として支払われているのですが、小野は、全部の業務を一括して委託したお金ということで、檜川は、起債償還分か何かの負担金という理解でよろしいですか。

○下水道課長 小野水処理場費につきましては、委員のおっしゃられたとおり、処理場が辰野町にありまして、北小野地区と小野地区の汚水をそちらで処理しておりますので、こちらの維持管理に要した費用を全部まとめて辰野町にお支払いするものであります。4 目の檜川処理場費につきましては、基本的に平沢にある処理場ですので、委託や修繕等については市が直接発注しておりますけれども、ただ、そのうち、91 ページの 35 節の負担金ですけれども、261 万 1,000 円というのは、檜川村時代に 1 町に 1 軒ずつありましたので、処理の施設の起債償還金も木曾平沢にお支払いしているものであります。以上です。

○中村努委員 分かりました。それで、95 ページの受益者負担金になりますが、檜川の場合、処理場自体が平沢にあつて、塩尻の公共下水と一体で広域連合に出している分があるとしても、ほかのものは全部一緒なのだけれども、受益者負担金は檜川分が分担金として別に 2 本立てになっていますけれども、これはどういう理由でしょうか。

○下水道課長 受益者負担金の一般分ですけれども、こちらについては塩尻市エリアの負担金条例に基づいて徴収されるものです。負担金となっていますけれども、都市計画法に基づいて徴収される受益者負担金と調整区域以外とか都市計画区域外では受益者、塩尻エリアでも受益者分担金として徴収していますので、その部分が上の負担金の一般分になります。下の分担金の檜川分につきましては、檜川地区は全てが都市計画区域外になりますので、分担金という位置づけで頂いているもので、それぞれ徴収する根拠が上は塩尻エリアの負担金条例で、下の檜川分については檜川地区の分担金条例ということで、徴収する根拠の条例が異なっているところであります。以上です。

○中村努委員 塩尻市内の一般分ですけれども、これも市街化区域、市街化調整区域等入っているわけですね。

要するに、檜川地区というのは農集排の区域でもなくて、都市計画区域でもないところから条例が別になっているという理解ですか。

○下水道課長 受益者分担金の檜川分で頂いているエリアというのは、檜川浄化センターに入ってくるエリアの方分ですので、主に木曾平沢と奈良井の地区の方になります。ですので、農集排は農集会計でやっていますので、農集排に基づく分担金の条例で分担金では頂戴して、農集会計に計上されております。

○中村努委員 そうすると、公共下水道会計の檜川分の分担金というものは、条例を変えて一般分と一緒にすることはできないのですか。

○下水道課長 今、塩尻地区と檜川分では条例が分かれていますのですが、一番違うところは、賦課のタイミングが違ってしまっていて、塩尻エリアについては本管整備のときにますをつけた翌年度以降に名義を変え、5年分割でお支払いいただくというお支払い方法なのですが、檜川地区になって村当時から同じルールのままなのですが、本管工事をしてそれぞれのお宅にますはつくのですけれども、翌年度に賦課するのではなくて賦課のタイミングというのは、水洗化のタイミングを水洗化をする際に一般家庭でしたら1戸当たり20万円という形で賦課のタイミングと金額が塩尻地区と檜川地区で異なっていますので、かなり制度が変わっていますので、別々の形で条例は、今させていただいています。

○中村努委員 市町村が合併して下水道事業も合併しているのだけれども、元が違うから別にしますというのは、何かおかしいような気がするのですけれども。一緒にする、そういうつもりというのはないのですか。

○下水道課長 既に旧檜川エリアで整備していただいた方というのは、そのままで行きたいと思うのですけれども、今後、汚水ますがつくなどして新規に入ってもらえる方に対しては、塩尻に合併してもう10年以上たちますので、塩尻の条例と檜川の条例が別々のままではなく、徐々に一本化していくというのが全庁的な状況としていますので、今、檜川地区と調整しながら、今後新規に引込みをする方については塩尻方式にできないかということで、地元の区と御相談しているところでして、皆様に御了解がいただけるような状況になりましたら条例を改正して、塩尻に一本化というのは現在検討作業を行っているところであります。

○中村努委員 条例って、住民の皆さんの意見を聞きながらやるものですか、これは。しっかり、市が条例を示して。当然説明するのは大事です。では、条例の作りがおかしいのかというような気もしますが、それはそれで検討をしておることなのでいいのですけれども、今、実際に負担金、分担金の単価でいくと、一般分は平米単価でしたっけ、これは、檜川の分の分担金というのは、どういう単価になりますか。

○下水道課長 塩尻地区におきましては、委員がおっしゃいましたとおり、宅地の面積1平米当たり、市街化区域については420円、市街化調整区域については750円ということで、土地の面積1平米当たりの単価ですけれども、檜川地区におきましては、建築物のほか下水につながる建築物の状況によって異なっていて、一般住宅につきましては1軒で20万円で、共同住宅、アパート等で入居者20名以上は40万円というように檜川地区の受益者分担金に関する条例で建物の用途ごとに答えております。以上です。

○中村努委員 多分、檜川の皆さんの住宅地の敷地面積を考えると、20万円は高いという気も、大体、そのようなものなのかと思いますが、条例の改正の中で、その辺も統一されたものになるように、ぜひ検討をしていただきたいと思います。これは要望でいいです。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 はい。

○委員長 ほかに。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号令和元年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第8号令和元年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につきましては、全員一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

ここで、10分間休憩を取ります。

午前11時17分 休憩

---

午前11時27分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

---

#### 議案第9号 令和元年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 議案第9号令和元年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、御説明いたします。農業集落排水事業につきましては115ページからになりますが、委託分の122ページをお開きいただきまして、4の会計から説明をさせていただきたいと思っております。(1)重要契約の要旨でございます。委託の部につきましては、200万円以上の委託について4件を記載しております。次に(2)企業債の概況でございます。イ、償還状況につきましては合計欄、借入総件数165件で償還元金は165件2億309万円余、支払利息は同じく165件で4151万8,000円余、元利合計で2億4,460万9,000円余の償還をいたしました。明細につきましては147ページから151ページでございます。

続きまして、138ページをお願いいたします。明細につきましては主なもののみ、説明させていただきます。3、収益費用明細書でございます。収益の部、1款1項1目1節農業集落排水施設使用料は1億312万3,000円余で、前年度と比べまして27万4,000円余、0.3%の減となりました。収納率につきましては98.8%で、前年度と比べ0.1ポイント増となりました。

2目1節他会計負担金の1億9,180万5,000円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。収益の部は以上でございます。

○下水道課長 続いて、費用の部となります。決算書につきましては140ページを御覧ください。

2目浄化センター費、一番下の20節ですけれども、こちらの委託料、上の黒ボツ、農業集落排水処理施設維持管理業務委託料1,765万8,000円、こちらにつきましては、8か所の処理場の運転管理に要した費用であります。

その下の黒ポツ、汚泥収集運搬処理委託料1,469万7,228円、こちらは濃縮汚泥2,233キロリットルを衛生センターへ運搬するための費用であります。

続いて、141ページを御覧ください。2目浄化センター費28節動力費1,446万円余は、処理場の稼働に必要な電気料であります。

続いて、35節負担金、上の黒ポツ、汚泥処理委託負担金400万1,000円。こちらは、濃縮汚泥を最終的に公共下水道の浄化センターで処理しておりますので、濃縮汚泥の処理に要した費用を下水道事業会計に払うものでございます。受入れ先としましては、下水道会計の決算書86ページの営業収益の雑収益に同じ金額が計上してございます。私からは以上です。

○**経営管理課長** 続きまして6目業務費でございます。業務費につきましては、使用料徴収事務に関わる経費分を下水道事業会計に支払ったものでございます。

7目総係費につきましては、農業集落排水事業の事務的経費といたしまして支払いました費用を計上してございます。

続きまして、142ページを御覧ください。8目減価償却費につきましては1億9,861万円余、現年度に増加した減価償却費で、前年度と比べ1,068万4,000円余、5.1%の減となっております。明細につきましては、145、146ページに記載してございます。

2項営業外費用1節企業債利息につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

続きまして、3目1節消費税につきましては、確定しました消費税納税額。

3項特別損失4目1節過年度損益修正損は、使用料収益の修正によりまして消費した還付金となります。

続きまして、143ページをお願いいたします。4、資本的収入支出の明細でございます。収入の部、1款資本的収入3項負担金1目1節他会計負担金6,854万6,000円につきましては、繰出し基準によります一般会計からの繰入金でございます。

その下、1節受益者分担金112万8,000円につきましては、宗賀南部処理区の受益者分担金となります。収入の部は以上でございます。

○**下水道課長** 続いて支出の部、決算書144ページとなります。1款資本的支出1項建設改良費1目農業集落排水事業管渠施設費26節工事請負費63万8,000円は、住宅新築に伴い汚水ますを新規2か所設置したものであります。

続いて、2項1目1節企業債償還金2億309万927円は、過去の建設事業実施のために借り入れた起債の償還金であります。私からは以上です。

○**経営管理課長** 続きまして129ページをお願いいたします。決算の財務諸表について御説明をいたします。2、令和元年度塩尻市農業集落排水事業損益計算書でございます。一番右の金額のみ説明いたします。営業収益から営業費用を差し引きました額につきましては、営業利益897万8,000円余となりました。前年度は損失計上でしたが、今年度は利益計上となっております。これに営業外収益と営業外費用を差し引いた7,572万1,000円余を加えた計上利益は8,470万円余となりました。これに6の特別損失4万9,000円を差し引き、当年度純利益は8,465万円余、これにその他未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処分利益剰余金は1億5,321万5,593円となりました。

次に、132、133ページをお願いいたします。5、令和元年度塩尻市農業集落排水事業貸借対照表でございます。132ページ、資産の部、一番下の数字になります。資産合計で59億9,700万円余、前年と比べまして1億7,900万円



余の減となりました。

次に133ページ、負債の部につきましては、中ほど負債合計で46億5,300万円余。その下の資本の部、下から2行目、資本合計で13億4,400万円余。一番下の負債資本合計は、資産合計と同額の59億9,700万円余となります。

続きまして、130、131ページにお戻りください。130ページの下段、4、令和元年度塩尻市農業集落排水事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。損益計算書において生じました当年度未処分利益剰余金の処分につきまして、公営企業法に基づき議会の議決を求めるものでございます。その処分案といたしまして、表の一番右の列、当年度末残高となりました未処分利益剰余金1億5,321万5,593円のうち、8,465万811円を減債積立金に積み立て、6,856万4,782万円を自己資本金に組み入れるものでございます。農業集落排水事業会計の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから、質問はありますか。いかがですか。

○古畑秀夫委員 先ほどの下水道の話、中村委員の話でいくと、いわゆる敷設するに分担金なり負担金がそれぞれ違っている部分があって、農集排も多分違うと思うのですが、これから公共下水とつないでいくということですが、使用料というのは変わらないという、これは、全体で同じ使用料ということによろしいわけですか。もし、農集排を公共下水につないで使用料が変わるとかということはないということですか。

○経営管理課長 料金につきましては、平成22年4月1日に榑川地区の使用料について市内の料金統一化をしたときに一本化しておりまして、使用料については、現在農集排につきましても下水道と変わりなく徴収しておりますので、統合した後も変わらないということでございます。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 はい。

○委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第9号令和元年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第9号令和元年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定につきましては、全員一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

ここで、説明者の入替えを行います。

それでは、議案第17号、議案第18号は同じ訴えの提起についてという議案名になっておりますが、内容が違いますので、1件ずつ行います。

---

#### 議案第17号 訴えの提起について

○**委員長** 議案第17号訴えの提起についてを議題といたします。説明を求めます。

○**建築住宅課長** それでは、議案第17号の訴えの提起についてお願いします。議案関係資料の23ページを御覧ください。議案関係資料にて説明させていただきます。

1、提案理由につきましては、市営住宅の家賃等の支払いの訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2、概要についてですが、(1)相手方につきましては、村山眞三氏で、市営住宅の吉田団地に入居していた者でございます。昭和55年から吉田団地に入居しており、今回家賃滞納に伴う退去及び支払いに係る示談折衝及び訴訟について弁護士に委託しておりましたが、交渉の過程で令和2年5月に自ら退去し、現在は広丘吉田に居住しております。(2)滞納家賃等の額につきましては231万260円で、内訳は家賃が69か月分216万4,400円、駐車場使用料が67か月分14万5,860円で、一番古いもので平成17年10月の家賃の一部が滞納となっているものでございます。(3)訴えの要旨につきましては、相手方は市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にも関わらずこれを支払わなかったため、滞納家賃等及び損害金の支払いを求めるものでございます。(4)訴訟遂行の方針につきましては、アとして相手方が当該訴えに関する一切の債務を解消する旨の申し出をし、かつ、それらの履行が認められる場合は和解するものでございます。また、イとして、判決の結果、必要がある場合は上訴するものでございます。議決を頂いた折には長野地方裁判所へ提訴し、滞納家賃等についてはほかの入居者と公平性を保てるよう、また、可能な限り入居者の義務を果たしていただくよう進めてまいりたいと考えてございます。私からの説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**古畑秀夫委員** 何回も請求はしたと思うのですが、これだけの金額になってしまって、この人、支払い能力というのは現実にあるということで訴えているということですか。

○**建築住宅課長** この方につきましては、平成23年度以前のものが他棟の関連のものもたくさんありまして、一時的に平成26年度以降はところどころ払ってはいたのですが、この方につきましては高齢の方の御夫婦で、プラス成人の方が、お子さんが2人同居している関係で、家族の家賃収入で算定する関係で通常の入居基準よりも高い収入になってしまっているということで家賃がかなり上がっているという状況です。つい最近、昨年途中まではところどころ払ってはいたのですが、収入の超過者の場合については、年々家賃が上がっていくというシステムになった関係で昨年辺りから、また滞納が始まったということで、今回提訴させていただいたのですが、こちらについては、息子さんなりお父さんだけでは、なかなか滞納を全部払うのは難しいかと思うのですが、家族の中で話し合っていて、何とか払っていただくような形で話し合いができればというふうを考えてございます。

○**委員長** 古畑委員、よろしいですか。

○**古畑秀夫委員** こんな、払えるのか。

○**委員長** ほかに。

私から一点。この方の、これは特殊なこのような1軒の事情で、今のお話のとおりかと思いますが、類するものがほかにもこういった債権は今ありますでしょうか。次の議案ももちろんそうなのですが。

○**建築住宅課長** おっしゃるように滞納されている方はまだいらっしゃるのですが、中には分納していただい

いて、徐々に払っている方もいらっしゃいます。今の滞納している中で今回2件上げていますが、今経過を見ているところで、分納して一時期払ったのですけれども、分納ということで払うという予定だったのですが、それが滞ってしまっている方というのがいらっしゃるの、そういった方については今後また提訴という形も考えているところでございます。

○委員長 長くたってしまうと、請求をしていけば時効の問題は多分大丈夫なのだろうけども、加算が増えれば増えるほど、後が困難になると、そういうことだと思いますので、早いうちにとにかく解消していただく交渉も含めて、これを望むということを、要望とさせていただきます。

ほかにありましたら。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第17号訴えの提起につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号訴えの提起につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第18号 訴えの提起

○委員長 続いて議案第18号、訴えの提起について議題といたします。説明を求めます。

○建築住宅課長 それでは議案第18号の訴えの提起についてをお願いします。議案関係資料の24ページを御覧ください。

1、提案理由につきましては、先ほどの議案第17号と同じでございます。

2、概要につきましては、(1)相手方につきましては、黒田信氏で、市営住宅の牧野団地に入居している者であります。平成17年に黒田信氏の父親名義で牧野団地へ入居が許可された者で、名義人の同居人になります。平成24年5月に名義人である父親が死亡しており、本来であれば同居人である黒田信氏が引き継ぎ入居する場合には、公営企業法及び市公営住宅管理条例に基づき承継の手続きをして市長の承認がないといけません、これも手続きをしておらず、何度も承継手続きをするようにしたにも関わらず手続きをしないため、住宅の明渡し請求に係る条例第40条に基づき平成29年5月29日付にて明渡しの請求をいたしました、現在も牧野団地に入居している状況となっております。(2)滞納家賃の額につきましては112万8,300円で、内訳は本年6月末時点で家賃の70か月分で、一番古いもので平成24年2月分の家賃となっているものでございます。(3)訴えの要旨につきましては、相手方は入居の承継の承認を得ずに市営住宅に入居し続け、かつ、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にも関わらずこれを支払わなかったため市営住宅の明渡し及び滞納家賃等及び損害金の支払いを求めるものでございます。(4)訴訟遂行の方針につきましては、アとして相手方が市営住宅を

明渡し、当該債務に関する一切の債務を解消する旨の申し出をし、かつ、それらの履行を見込まれる場合は和解するものでございます。また、イとして、判決の結果、必要がある場合には上訴するのでございます。議決いただいた折には、先ほどと同じように、長野地方裁判所へ提訴し、まずは市営住宅から退去していただいて、ほかの市民に、市営住宅に入居されたい方へ部屋を提供できるようにしていくということと、議案17号と同様に滞納家賃等についてはほかの入居者と公平性が保たれるよう、また、可能な限り入居者の義務を果たしていただくよう進めてまいりたいと考えてございます。私からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは質疑を行います。質問はありませんか。

○中村努委員 この入居先が牧野団地ということで、市営住宅の中でも一番安いぐらいのところ、まだ入居されているということなのですが、全く応じない、上訴して、市の言い分が、市が勝訴というか、そうするとどういう結果になるのですか。

○建築住宅課長 上訴いたしますと、口頭弁論ということで、うちの訴えと相手方が出頭してきたら相手方の言い分を聞いた中で、裁判所で判決をするということで、もし、うちが勝った場合については、うちの訴えが認められたということで退去する、あるいは滞納家賃について払えというような裁判命令が出ます。それについて向こう側が応じなければ、強制退去ということで弁護士を通じて裁判所に強制執行のお願いをして出していただくというような形の手続きになるかと思えます。

○中村努委員 裁判所ではないので、聞いていいものかどうか分からないけれども、住宅も一切これでなくなってしまうとすると、裁判所として退去ということになるのですか。

○建築住宅課長 過去に全部で8件ほど提訴という形に則ってやっていて、うち7件については裁判所は強制執行という形で、やはり西原団地だったか牧野団地といった件もあるのですが、退去していただいているということもございます。また、ただ単に出ていくということも、当然委員が心配されたように家がなくなってしまうという御心配もあるので、過去においては退去する際は福祉課の職員等と連携し立ち会っていただくというような配慮もしてございますので、またそのような事案になれば、そういった手続きも含みながら手続きを進めていきたいと思っています。

○委員長 よろしいですか。ほかに。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第18号訴えの提起について採決を行います。原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第18号訴えの提起につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

## 議案第 19 号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長 続いて議案第 19 号市道路線の廃止及び認定について議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料、次のページとなります。25 ページをお開きください。議案第 19 号市道路線の廃止及び認定について御説明を申し上げます。提案理由ですが、市道路線の廃止及び認定について道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。まず初めに、国道 19 号の九里巾交差点改良事業に伴い市道の付替え等を行うものについて御説明をいたします。これにつきましては、今申し上げたとおり、九里巾交差点改良事業に伴い市道の付替えが必要になったことから 1 路線を廃止し、終点の位置を変更して再認定する 1 路線と、終点を変更したことによって残地となる市道部分を新たな市道として認定をし直す 1 路線、計 2 路線の認定と、あとは開発工事に伴い設けたものとなっております。廃止 1 路線、認定 3 路線となります。

最初に、廃止する路線番号につきましては 4021 と、新規に認定する路線番号は 4249。これにつきましては、いずれも路線名は九里巾 2 号の 1 路線です。合わせて新たに認定するもう 1 路線は、路線番号 4250、路線名は九里巾 31 号線です。場所につきましては、27 ページをお願いいたします。別図 1 を御覧ください。国道 19 号九里巾交差点の東側から森紙業まで向かう市道となります。九里巾交差点改良事業に伴い東側に国道が拡幅されることにより終点部分が交差点内に入ってしまうため、28 ページをお開きください、28 ページ路線番号の 4249 のように九里巾交差点の南側へ付替えをするものです。また、付替えに伴い、残地となる県道につきましては、歩道と歩道及び自転車道として利用するため、路線番号を 4250 として新たな路線として認定をするものでございます。この 2 路線につきましては、直接国道へ接続となります。工事等につきましては、全て長野国道で行っていただくようになってございます。

ページ、戻っていただきまして、25 ページをお願いいたします。路線番号は先ほどのとおり 4249 の九里巾 2 号の 1 号線は、延長約 506 メートル、幅員が 3.2 メートルから 6 メートル、また路線番号 4250 の路線名九里巾 31 号線は延長約 41 メートル、幅員は 3.9 メートルから 4.9 メートルとなります。

続きまして、開発事業に伴い認定するものは、路線番号 3580、路線名大門原 23 号線です。場所につきましては、29 ページをお願いします。別図 3 を御覧ください。市立体育館の裏の市道、昭和通線、通称しらかば通りから北に向かったところとなります。ページを戻っていただきまして、25 ページをお願いいたします。延長は約 17 メートル、幅員は 5 メートルでございます。開発道路の構造物等は自由勾配側溝が設置されており、雨水処理としては 1 か所の浸透ます、あと、回転広場が一番突当たり設けられております。区画数、ここの開発の区画は全てで 10 区画となりますが、今回認定される道路に接する区画は 5 区画となっております。26 ページをお願いいたします。参考といたしまして、今回、認定することにより、市道路線は 2 路線増加し 2532 路線、総延長は 27 メートル増加の 89 万 5,634 メートルになります。以上、今回、市道の廃止及び認定する路線の説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 九里巾の交差点の 28 ページの認定ですけれども、ここは南北の矢印です。南北方面は歩道とか自転車道路とさっき言われました。そこも含めて、左に矢印になっているところ、これは拡幅で吸収されてしまうような気がするけれども、そうではないのか。

○建設課長 路線番号 4249、直角に曲がって国道にぶつかる部分、ここにつきましては、この矢印の部分ですが、図面が大きいもので、矢印のところの先端がちょうど国道の歩道になりますので、そこに市道を付け替えるということでございます。ですから、一応有効幅員で5メートルの道路が直角に曲がって国道に取り付くということで。南北に残る路線番号 4250 については、車を通して国道の申請される歩道に突き当たってしまいますので、ここについては、歩行者が歩けるように歩道を確保していただいて、そこを歩いたり自転車で行くと九里巾の歩道に取り付くような形になります。国道の歩道に取り付く、そういうようなことになってございます。

○中村努委員 そうすると、路線番号 4249 が拡幅された国道につながると思うのですが、多分、九里巾の交差点がここですから、ここには多分信号機とかはつかないと思いますが、そうすると、ずっと南から路線番号 4249 の道路は、言ってみれば、国道に出られないのではないか。国道に出て右折ができないというような感じになると思うのですが。

○建設課長 今回、これは国道のほうで公安との協議、国道の拡幅と合わせて公安との協議をしております。今回は暫定の交差点改良ということで、たしかに2車線で右折レーンのところの部分に入りそうで、ぎりぎり入っていないような位置が今のところありますので、現状の交差点改良であります、特に規制はなく、左右出られるということにはなっております。ただ、現場として実情、交差点はどうなのかということもありますけれども、多分、気をつけて出れば、松本方面にも出られるのではないのかと思います。右折レーンのシフトしていく部分のところまでは入っていないので、一応、警察との協議の中では、両側、松本側、塩尻側、規制はかけないということで、今回市道の取付けにもなっております。将来的に4車化になった場合はどうかというのは、もう一回、公安等と協議をする中で、また、右折、左折の規制については決定するというところでございます。

○中村努委員 路線番号 4250 を位置的に、今あそこにローソンでしたかできていますが、あれのどちら側になりますか。

○建設課長 ローソンより北側になります。ローソンは直角に曲がった、路線番号 4249 が国道に直角に曲がる角のところはローソンと。下側です、南側がローソンになっています。

○中村努委員 了解。

○古畑秀夫委員 路線番号 4250 は車は通れないということか。

○建設課長 先ほども申したとおり、交差点内の歩道にこの道路が取り付くようになりますので、全面全部止めてしまつてということも考えたのですが、歩く方にとっては、このまま斜めに出て、交差点のところの歩道に取り付いたほうが便利であるということもありまして、歩道として残して、認定をかけるものでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。よろしいですか。

それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 続いて討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第19号市道路線の廃止及び認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第19号市道路線の廃止及び認定につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時07分 再開

**議案第20号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中 歳出5款労働費（1項労働諸費1目労政費のうちテレワーク推進事業を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費**

○委員長 若干時間が早いですが、皆さんおそろいでありますので休憩を解いて再開をいたします。議案第20号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中、歳出5款労働費（1項労働諸費1目労政費のうちテレワーク推進事業を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費といたします。説明を求めます。

○産業政策課長 最初に、資料を用意しましたので配付してもよろしいでしょうか。

○委員長 はい、許します。

○産業政策課長 それでは、配付しました資料につきましては今回の経済対策に関する補正内容をまとめたものでありまして、この多くを庁内に設置されましたwith/afterコロナ施策立案チームにより検討していただいたものであります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら社会経済活動を段階的に再開していく時期、いわゆるwithコロナ期における市内事業所への活動を下支えし、やがてコロナ禍を乗り越え経済の再生や回復に向かういわゆるafterコロナ期に備えた事業者の取組みを支援するものでございます。

それでは、補正予算書の27、28ページをお願いいたします。5款労働費の最初の白丸、雇用対策事業の黒ボツ、人材投資促進事業負担金につきましては、500万円の増額補正をお願いするものであります。資料の2、右上になりますが、人材雇用対策も併せて御覧ください。withコロナ期においては解雇や雇止め、採用抑制など企業における雇用調整が今後予想されますが、このような人材への投資の停滞は、地域産業にとって雇用の減少だけでなくafterコロナ期での成長の停滞にもつながりかねません。そのため地域全体での雇用の維持や人材への投資促進を目的に積極的な人材登用を後押しするための補助金を創設し支援するものであります。主な支援内容としましては、県外からの人材採用や副業による専門人材の活用、企業間での人材シェアリングに関わる人件費等を助成することを想定してございます。また、これらの取組みに対しまして受入企業側の社内規則等を見直す必要があらうかと思えます。そのようなために、司法書士などへの委託費に対しても助成を行うこととしてございます。説明は以上です。

○森林課長 続きましてその下、6款農林水産業費2項林業費1目林業総務費の12節委託料であります。林業被害対策事業の森林づくり推進支援金事業委託料1,760万円の増額であります。これは松くい虫被害の枯損木処理に関わる委託料でありまして、本年度の被害状況であります。7月末時点での処理委託費は前年同期の約1.5倍となっており、本年度の決算見込額を2,760万円と推計いたしまして、1,760万円の増額をお願いするものであります。私からは以上です。

○産業政策課長 続きまして、補正予算書29、30ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費2目商工

振興費の最初の白丸、基幹産業強化支援事業から3つ目の白丸、ワイン産業振興事業の各事業につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクの高いイベントや海外関連の事業を見送ったことによりまして減額補正をするものであります。

上から4つ目の白丸、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業の最初の黒ポツ、会計年度任用職員報酬及びその下の職員手当、社会保険料及び費用弁償につきましては、合計269万8,000円の増額補正をお願いするものです。緊急雇用対策としまして、さきの6月補正でお認めいただきました新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして離職等を余儀なくされた方3名を今現在会計年度任用職員として雇用しておりますが、雇用期間を来年3月まで延長する費用でございます。続いての黒ポツ、地域企業経営革新プロジェクト負担金につきましては、650万円の増額補正をお願いするものでございます。資料1の多角化経営支援の①と②及び3のIT化、DX化支援の①がこちらの負担金に該当します。こちらにつきましては、コロナ禍の影響により大きく売上げが減少した市内製造業などに対し収益性の向上、事業基盤の強化などの経営課題を解決し、with/after コロナ時代を生き抜くため、新事業への展開などにチャレンジする企業に対し支援するものであります。事業の内容としましては、資料の1、多角化経営支援でございますが、取引先への依存度を低減し分散化し、第2、第3の柱を構築するため、新事業、新分野への進出に取り組む事業者に対し基礎知識などの習得のためのセミナーや先行企業への視察等を実施すると共に、新製品の開発や新技術の研究を行う費用の一部を助成している現在の創造的技術開発事業の研究開発支援事業を拡充しまして、コロナ禍に伴い売上げが減少し研究開発費などに予算が割けない事業者への支援を行うものとしてございます。

次に、資料の3、IT化、DX化支援の①でございますが、製造コストを低減し、生産性の向上を図る企業に対し、多品種少量生産におけるロボット導入を検討するための専門アドバイザーを派遣し、課題を探り、導入を後押しする支援をするものでございます。続いての黒ポツ、受注拡大支援事業負担金につきましては、650万円の増額補正をお願いするものでございます。資料の3、IT化、DX化支援の②及び4の伝統産業支援がこの負担金に該当いたします。こちらにつきましては、コロナ禍の影響により対面方式による営業などが困難な状況になり、売上げが減少している事業者が新たな営業形態を導入する事業に対し支援を行うものであります。事業内容としましては、資料の3、IT化、DX化支援の②につきましては、新しい生活様式に伴い非対面の販売方式が不可欠となることから、社内のIT化、AI、IoTの導入による工場のDX化を進め、オンライン営業ですとかECサイトなどの導入を図る事業者を支援するものであります。また資料4の伝統産業支援でございますが、同じくコロナ禍により県外への営業自粛や漆器祭、宿場祭の中止などにより売上げが急減している漆器関連事業者への支援としまして、市内外の店舗などが木曾漆器製品を購入した場合の経費の一部を補助するものであり、平成25年から29年まで実施しておりました木曾漆器普及拡大事業を時限的に復活させるものでございます。

続いての白丸、プレミアム付商品券事業の黒ポツ、プレミアム付商品券事業負担金につきましては3,000万円の増額補正をお願いするものであります。今回のプレミアム付商品券は、さきに販売しました市民向けの商品券の事業者版としまして事業者間の取引に限定した商品券であり、コロナ禍の影響による厳しい経営状況の中でも、消耗品ですとか機器部品などの仕入れ代、コロナ禍による社内の環境整備費など会社としての必要な経費に対し少しでも軽減に寄与し、この経済危機を乗り越えようとする事業者に対し支援を行うものでございます。説明は以上です。



**○観光課長** それでは、続きましてその下になりますけれども、同じページ、商工費4目地域ブランド推進事業費ですが、こちらは財源の振替になります。今年度予定しておりましたワイン関連事業をほかの自治体と一緒に長野県ワイン事業として国の地域創生推進交付金の申請をしておりましたが、国の採択に至りませんでしたので、予定しておりました事業の財源を国庫負担金から一般財源に振り替えるものであります。

次のページに行きますけれども、31、32ページをお願いします。一番上、5目観光費14節1つ目の白丸、観光振興事業、1つの黒ポツであります。観光協会運営補助金267万円の減額ですが、今年度コロナウイルスの感染拡大によりまして中止したイベント、草競馬、花火等の一部の補助金を現在までの不用額として減額するものでございます。

その下、18節負担金補助及び交付金のうち2つ目の白丸、新型コロナウイルス感染症対策観光振興事業3,805万円の増額ですが、庁内で立ち上げましたwith/afterコロナ施策立案チームで検討しました提案事業を現課で精査をし、できる範囲で予算化したものでございます。1つ目の黒ポツ、アウトドア活用推進整備工事900万円ですが、既にafterコロナで爆発的なブームとなっておりますキャンプなどのアウトドアを活用した観光事業を見据え、みどり湖周辺及び高ボッチ高原において自然保護と共存する形でキャンプなどができるテントエリア等の造成、環境整備を民間活力も導入しながら推し進め、また県のコロナ関連の補助制度を活用し、多言語化にも対応した県産材による案内看板等のサイン整備を行うためのものでございます。2つ目の黒ポツ、観光産業振興負担金405万円の増額ですが、6月議会で補正予算をお願いしました観光関連事業者への支援及び市民のコロナ禍における心身リフレッシュのために行っております旅行への補助、バス利用への補助、体験土産クーポン等4つのメニューにつきまして、利用期間を一部9月から12月末で期間延長するなどして対応しておりますが、コロナウイルス第2波によりまして一時動きが鈍った感がありますけれども、観光事業者へのさらなるてこ入れを行うため負担金を増額したものでございます。3つ目の黒ポツ、観光協会ウェブサイト等再構築事業負担金2,500万円ですが、来年の東京オリンピック開催を前提に、地方に訪日外国人が戻ってくるのは二、三年後と言われております。それに合わせた観光DXを推し進めるため、当面3年先くらいまでのafterコロナに対応した観光指針を作り、それに基づきまして現在市観光協会で運営しております観光情報ウェブサイトのリニューアルし、情報を一本化し、現在は観光協会のウェブサイトを訪れている閲覧者の75%が検索ヒットページだけ見て帰ってしまっているという現象がございますので、その直帰率が高い今のサイトを点から線へ導けるよう情報のシームレス化した構造へ変更し、また現在検索者のデバイスが、パソコンとモバイルの比率が3対7のように圧倒的にスマホなどのモバイルであることから、モバイルファーストへの構造転換、SNS連携、インバウンド対応、各種問合せへのオンライン化など、DXに対応したサイトへマネジメントできる業者等へ委託してサイトを構築、またFP関連施設の視察とワイナリー等を一体的に塩尻の産業観光として発信できるよう、市観光協会が旅行商品造成が行えますよう地域限定旅行業を取得し、商品造成を行っていくための経費2,500万円を見込んだものであります。7款商工費につきましては以上です。

**○建設課長** その下、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、説明欄、道路等維持事業の黒ポツ、道路維持工事790万円の補正となります。施工する場所は、塩尻駅北土地区画整理事業地内を通過する市道郷原大門線、クロネコヤマトの宅配センターからふるまや自動車を通り都市計画道路の西通線の信号機まで、約170メートルの舗装改良工事となります。この場所につきましては、区画整理事業地内を通過する既存の市道であり、周

辺が区画整理事業によって良好な住環境が整備されたことから、この市道についても区画整理組合において排水路新設と表層工の打換えをしていただけることとなりましたが、現状の路盤で表層のみを施工しても将来的にすぐひび割れ等が発生する可能性もあることから、市の予算において上層、下層路盤を入替えを行うこととしたために補正をするものでございます。

その下の3目道路新設改良費の補正につきましては、社会資本整備総合交付金の内示率が低い道路施設長寿命化改修事業の舗装修繕工事について、舗装の傷みが進んで通行に危険が出てきてしまう恐れもあることから、財源を社会資本整備総合交付金から公共施設等適正管理推進事業債という起債に変更して舗装修繕工事を行うものでございます。

以上が議案第20号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）の説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○古畑秀夫委員 林業費の関係で松くい虫の関係ですが、去年は少し減ったということだったようですが、今年は去年の1.5倍とかとさっき説明があったのですが、1.5倍に増えているということですか。我々地元のほうもちょこちょこ出ているというようなことで心配はしているのですが、これは全市的にこれだけ増えてきているということでしょうか。

○森林課長 今年度7月末で被害箇所数が61か所となっております。前年に比較しますと7件ほど少ない状況でありますけれども、処理費については逆に増加しているという部分でありまして、この処理費が増加しているという部分の要因ですけれども、松の枯損木処理については、松が枯れた時点で早期発見して早期駆除ということに努めています。ただ発見されたときに検体を採って松くい虫の線虫がいるか検査するのですが、その結果を待って処理をしてしまったのでは極端に言うと手遅れになるということが考えられますので、枯損木を発見した段階でもう業者に手配をして処理をするというところで、全てが陽性で処理費がかかっているというわけではなくて、枯れた松に対して処理をしているというようなことで処理費が増えているというような状況であります。先ほどおっしゃった件数については61件という形で、昨年より若干少ないような状況であります。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 それで場所といいますか、どの辺が増えてきているのか。

○森林課長 市内で一番多く発生しているのが片丘地区であります。片丘地区で約30件近くありまして、その次には塩尻東、それから広丘地区というような順で被害件数が多い状況になっております。以上です。

○古畑秀夫委員 片丘は、まだ全体的に緩衝帯の整備というのは終わっていないので増えているということか。どういうことでしょうか。

○森林課長 片丘で発生している松くい虫被害状況は、面的に拡大しているというよりは、どっちかというところポツポツ的というか単発で発生しているというような状況がありますので、まだまだ東山山麓にはアカマツが残っておりますので、そういったところも今後どのような計画をもって緩衝帯整備をしていくかというものをきちんと整理して計画に準じて整備をしていきたいというふうに考えています。

○古畑秀夫委員 緩衝帯は奈良井川の左岸は大分一気にやっていたのですが、片丘のほうはまだ緩衝帯

整備というのは途中ということですか。

○**森林課長** そのとおりで、途中段階であります。今年度は塩尻インターの北側のところで施工を予定しております。そこが集中して被害が発生したという状況もあったので、今年度はそこを予定しておりますけれども、来年度以降はFパワーより南側の松林を中心に計画的に進めていきたいと思っています。以上です。

○**古畑秀夫委員** できる限り早めに緩衝帯の整備をして防いでいただきたいと思います。やはり松本のほうはすごい被害になっていまして、まだまだ予断を許さないし心配がありますので、ぜひお願いしたいと思います。要望でいいです。

○**委員長** よろしいですか。ほかに。

○**中村努委員** 新型コロナウイルスの感染症対策の中小企業等支援施策パッケージですけど、この1番と3番、大体5者程度ということになってはいますが、これは大体こういう支援を受けたい事業者が5者いるということですか。

○**産業政策課長** 一応見積もりの段階では5者程度ということで、例えば関係機関である振興公社ですとか、そういうところを介して大体興味を持っている方がこのぐらいいいそうだというような事前にお話も伺っているのですから、一応その中で5者程度ということで予算づけのほうをさせていただいている状況でございます。

○**中村努委員** これはものすごいスピード感を持って広げていかなきゃいけない分野だと思うんですね。全くこういうことに関心がないというところに広げていかなきゃいけないという必要があると思うんですけど、その辺はどんなふうに考えていますか。

○**産業政策課長** 確かに多角化ですとかIT化は、なかなか大手でも追いついていないような状況でございます。委員おっしゃるとおりスピード感を持って広げていかなければいけないということで、市内にも関係機関、振興公社ですとか商工会議所等ございます。そういうようなところと連携する中で、市内の事業者のほうへ周知をさせていただいて事業を広めていきたいと、このように考えてございます。

○**中村努委員** よろしくお願ひします。かなり国のほうでも集中的にこれを進めるということで、あまり慌てもいけないうのだけれども、やはり一時期に集中するということになるとついて行ったほうがいいかなというふうに思います。それから特にロボット化などというほうは、いわゆる介護事業者がすごいターゲットになると思うのですが、聞くところによると介護事業者はこういうことを全然考えられない、そういう考える余裕がないというような状況があって、何を聞いていいかも分からないような状況があるかと思うので、産業業界だけでなく介護業界、そういった人たちもぜひ対象にできるよう、いろいろ啓発できるように取組みをお願いしたいと思いますが、何かあったら。

○**産業政策課長** 確かに委員おっしゃるとおり、主に製造業の方々は気には留めているところはあるかと思いますが、それ以外の分野ではなかなか気にも留めていない、広がっていかないというような状況もあるかと思いますが、今回多角化経営の中の①新分野進出ですとか、そういったセミナーとかもある程度、要はお金をかけずに皆さん来て、初歩的な講習ですとかそういったものも受けられるようにも段取り等立てていきたいと考えておりますので、そういったところにも声がけをして広げていきたいと考えております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありましたら。

○**副委員長** 32ページのアウトドア活用推進整備工事についてお願いいたしますが、そのうちのみどり湖の関係

でありますけれども、キャンプ場を整備するというようなお話をいただきました。みどり湖につきましては釣り  
栈橋も整備できたというようなことでありますので、ある意味大きな観光資源であるのではないかなという気も  
しておりますが、現時点でどのような形でその整備を進めようとしている、例えばオートキャンプ場を何台とか、  
そんな細かなことまでは別としましても、概要で構いませんが、お話のできる範囲で内容をお聞かせいただけ  
らと思います。

○**観光課長** みどり湖につきましては、先月8月にみどり湖に係る区長だとか周辺の方々にお集まりいた  
だいて、今後どんな活用を考えているか、区のほうではどんなふうにということを意見聴取をさせていただきました。  
30年前のみどり湖に戻してほしいと、なるべく人が集まるような形でぜひ市はやってくださいということ  
を受けまして、釣り栈橋もあれで整備できてはいるのですが、7月の渇水期、1か月ほど水がなかったりとか、越  
年通した釣りという形はできていないものですから、今現在この工事で考えておりますのは、みどり湖花公園が  
今現在管理棟のところにあるのですが、あそこが結構大雨が降ると花壇が流されたり遊歩道が流されたりとい  
うことがありますので、その整備をまずさせていただくと、それからこの補正とは別なのですが、当初予算で  
田川浦から上がっていく隣の山の上まで散策道を設けて眺望の利くサンセットポイントというところがあるの  
ですけれども、そこを本年度再整備させていただいて眺望の開けた展望台を修繕するのと、もう1つキャンプ場が  
現在水芭蕉公園の上のところマレットゴルフ場があって、あそこがずっと荒れたような状態でありました。そ  
の上の陽だまりの家が研修所をやっておりますけれども、そちらのほうでそこを貸してほしいということで、8  
月付でそちらに普通財産の貸出しを行ったところでありました。陽だまりの家がそこをアウトドアに活用したい  
ということで、市のほうであそこにあります遊具を撤去させていただいて、そこをキャンプ場として活用する  
ということで、今はやりのグランピングの施設だとか、それもまた別の県の補助金を取りまして活用するとい  
うことで、またサバイバルゲームなどに対応した、あそこは結構敷地的には広くありますので、それを活用して民間  
と一緒に、市のほうはもとの地盤をちょっとならしたりとか、木を伐採したりとかということではありますが、活用  
自体は民間のほうへお願いをしてアウトドアで活用していくという形を進めております。

○**副委員長** いずれにしても大きな観光資源であるというふうに思っているわけでありまして、今一番オー  
トキャンプ場が非常に人気があって、他県の場所を見ても大勢の方が来ている。そういった面で、水もあ  
りますし、環境とすればいい場所かなと思っておりますので、ぜひひとつ知恵を絞っていただいて、いい方向に展  
開されるように御期待申し上げたいと、以上です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありましたら。

よろしいでしょうか。それでは、質疑を終了いたします。

議案第20号について、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 採決を行います。議案第20号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中、当委員会に付託さ  
れた部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 20 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 6 号）中、当委員会に付託されました部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託がされました議案審査、これが全て終了いたしました。

当委員会の委員長報告につきましては、委員長に御一任ということでお願いをしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、行政側から何かございましたらお願いをいたします。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） 閉会中の継続審査につきましてお願いを申し上げます。本委員会所管の各事業部は、大変重要な案件を抱えております。したがって、閉会中の継続審査につきましてお願いを申し上げるものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。そのように議長に申し出をいたします。

それでは最後に、理事者側から御挨拶があればお願いをいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 2 日間にわたりまして、私どもの提案を申し上げました全ての議案に対しまして御論議をいただき、全て原案どおりお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。御審査の中でいただきました御意見、御要望につきましては、これから後半戦に向かって大変変化に富んだ大変な事態でございますけれども、何とかこの状況を乗り切っていけるように、私ども一生懸命努力をしてみたいと思います。どうぞ引き続き御支援、御鞭撻をお願いを申し上げましてお礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○委員長 御苦労さまでした。以上をもちまして、令和 2 年度 9 月定例会産業建設委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後 1 時 41 分 閉会

令和 2 年 9 月 14 日（月）

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 篠原 敏宏 印